

保育所の設置認可に関する提出書類一覧

提出書類		提出の有無
1	保育所設置認可申請書 (様式第1号)	
2	保育所(設置・変更)計画書 (様式第2号)	
記入必要項目		
1	施設名	
2	設置主体	
3	経営主体	
4	種別	
5	所在地	
6	定員	
7	保育士	
8	建物その他設備の規模及び構造並びに図面	
9	事業開始・変更予定日	
添付書類		
1	保育所保育指針に基づく全体的な計画書	
2	各室面積表 (別紙Ⅰ)	
3	経営担当役員者及び福祉の実務に当たる幹部職員一覧表 (別紙Ⅱ)	
4	経営担当役員者及び福祉の実務に当たる幹部職員経歴書	
5	職員名簿 (別紙Ⅲ)	
6	職員履歴書(写)	
7	保育士証等(写)	
8	所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書(控)の写し(但し最低基準外の非常勤職員は不要)	
9	嘱託医の就任承諾書又は契約書(写)	
10	医師・歯科医師免許証(写)	
11	組織体制図(保育所内クラスがわかるもの)	
12	配置職員ローテーション表(時間ごとの職員配置が分かるもの)	
13	収支予算書(事業開始年度)	
14	定款、寄附行為その他の規約(運営規程)	
15	法人等設立証拠書類(写)又は登記事項証明書(法人の場合のみ)	
16	児童福祉法第35条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別紙Ⅳ)	
17	組織計画書(別紙Ⅴ)	
18	職員の研修計画(別紙Ⅵ)	
19	園児の健康及び安全確保計画書(別紙Ⅶ)	
20	最寄駅からの図	
21	施設全体の付近見取り図	
22	配置図(屋外遊戯場の範囲、面積を記入)	
23	平面図(室名、面積、利用人員を記入)	

提出書類		提出の有無
24	立面図	
25	土地と建物の登記事項証明書(新築の場合は登記完了後)。地上権又は賃借権設定の場合その登記事項証明書	
26	建築確認書(写)及び検査済証(写)	
27	無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面(写)、賃借契約(写)(不動産の貸与を受ける場合のみ必要)	
28	調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には、調理業務委託契約書(写)	
29	住民票の写し、印鑑証明書(個人の場合のみ必要)	
30	就業規則(労働基準監督署受付印があるもの)(従業員が10名未満の場合は労働条件通知書等)	
31	理事会及び評議員会等の決議録(法人の場合のみ必要)	
32	損害賠償保険の加入がわかる書類	
33	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	

※3～6は、設置主体が公私連携保育法人、社会福祉法人及び学校法人の場合は不要 3についてはアとイ又はウ		
3-ア	実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者である証明書、若しくはこれと同等以上の能力を有する者である証明書、又は経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むことを証明するもの	
3-イ	運営委員会の構成、権限及び役割を明らかにする書類	
3-ウ	経営担当役員者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むことを証明するもの	
4	設置前3か年の会計年度における、保育所を運営する事業以外の事業を含む当該設置主体の全体の財務内容が明らかとなる書類(貸借対照表、損益計算書、収支計算書等)	
5	保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書(金融機関発行の残高証明書)	
6	賃借料の財源とは別に、①1年間の賃借料に相当する額と②1千万円(1年間の賃借料が1千万円を超える場合には、当該1年間の賃借料相当額)の合計額を保有していることを示す証明書(金融機関発行の残高証明書)(不動産の貸与を受ける場合のみ必要)	

※23、24は、設置主体が公私連携保育法人の場合は必要		
7	公私連携保育法人の指定に関する書類	
8	市と締結した協定に関する書類	

9	上記以外に本市が審査上必要とする書類 (追加で依頼する場合があります)	
---	--	--

※ 写しについては、原本証明すること。

○保育所設置認可について子ども未来室からの提出書類一覧

10	保育所設置意見書	
----	----------	--